

女性のための法律講座

第2回 働くあなたを守ってくれる法律 ～ 今、職場で何が起きているのか ～

学校を卒業して就職するとき、どのようにブラック企業を見分けたらよいのでしょうか。

企業が働く人たちに対して必ず守らなければならないことを定めた法律が“労働契約法”“労働基準法”“男女雇用機会均等法”等の法律です。また、結婚した後も子育てや介護と仕事とを両立させて働き続けるためには、“育児介護休業法”の知識も必要です。女性自身とその家族の健康や生活を守るために不可欠な法律の知識を、現役の女性弁護士がやさしく解説します。

日
時

2014年5月29日(木)

午後6時30分～8時30分
(受付開始:6時15分)

参加費

無料 (定員18名)

講師

鈴木幸子 弁護士
(埼玉弁護士会 所属)

会場

浦和コミュニティセンター
第3集会室

* JR浦和駅東口前 コムナーレ10階
(浦和区東高砂町11-1 浦和パルコ内)

今後の予定

第3回 2014年7月 「離婚をめぐる法律問題」
第4回 2014年9月 「子どもに関するトラブル」
第5回 2014年11月 「介護, 成年後見」
第6回 2015年1月 「相続, 遺言」

- ◎ 講座へのご参加は **お申込み優先** (TELまたはFAX) とさせていただきます
お申し込みが定員(18名)に達し次第、受付を締め切らせていただきます
- ◎ 本講座は、**女性の方のみ** ご参加いただけます

参加申込書	フリガナ		連絡先 TEL	
	お名前		FAX	
			メール	

【申込先】浦和法律事務所 (担当:大出) オオイデ TEL 048-833-4621 / FAX 048-833-6716
さいたま市浦和区高砂2丁目3-19 新高砂ビル3階
<http://www.urawa-law.jp/>